

平成 2 9 年度
第 5 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

平成 2 9 年 1 2 月 5 日開会

高松市農業委員会

平成29年度第5回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 平成29年12月5日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所第32会議室

出席委員 21人

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 上砂 正義
- 6番 太田 政美
- 7番 高砂 清一（会長職務代理者第2）
- 8番 横井 豊
- 9番 森口 憲司
- 10番 三好 義光
- 11番 赤松 貞廣
- 12番 谷口 勝幸
- 13番 橋本 修
- 15番 富本 正樹
- 16番 妹尾 嘉起
- 19番 兔子尾紀夫（会長職務代理者第1）
- 20番 森 吉朝
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 23番 神内 茂樹
- 24番 古川 浩平

欠席委員 3人

- 14番 佃 光廣
- 17番 花澤 均
- 18番 原田 和幸

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課長 川西 好春
- 農政課長補佐 西谷 茂浩
- 農地係長 多田 利浩
- 副主 幹 豊島 俊治
- 主 査 森 亮介
- 主任主事 寺井 康弘
- 主任技師 稲積 直子
- 囑託職員 田所 清美

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請
について
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第8号 非農地証明願について
- 議案第9号 みどり豊かであらうおいのある県土づくり条例第18条第1項の
規定による開発計画に対する意見について
- 議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意
見について
- 報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から平成29年度第5回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

現在の出席委員は24人中20人で、定例総会は成立しております。

なお、佃光廣委員、花澤委員、原田委員から欠席の連絡を受けております。また、免子尾委員からは、少し遅れるとの連絡を受けております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が有りませんので、議事録署名委員は12番谷口委員、13番橋本委員の御両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申しあげます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、賃借人が労力不足のため残存小作による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

2番は、賃借人が転用する予定のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので離作補償は有りません。

3番も、賃借人が転用する予定のため農業経営基盤強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は有りません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申しあげます。

議案書2ページをお開きください。

1番は、貸人が転用するため借人である子から返還を受けたものです。転用の内容については、農地法第4条第1項の規定による許可申請2番に関連しています。

2番と3番は、農地所有者が転用する予定のため、農地利用集積円滑化団体である高松市地域農業再生協議会を介した貸借について返還を受けたものです。

4番は、借人が労力不足のため返還したものです。

5番と6番も、借人が労力不足のため、香川県農地機構を介した貸借について返還したものです。

3ページをお開きください。

7番から9番までも、借人が労力不足のため香川県農地機構を介した貸借について返還したものです。

10番と11番も、借人が労力不足のため香川県農地機構を介した貸借について返還したも

のです。

12番は、借人が健康上の理由により返還したものです。

4ページをお開きください。

13番は、借人が労力不足のため返還したものです。

14番は、貸人が自ら耕作するため中間管理権の配分前に香川県農地機構から返還を受けたものです。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について3件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いします。

高砂委員 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

今回の特別現地調査委員は、谷口委員、橋本委員と私の3名で現地調査を実施しました。

内容につきましては、現地調査委員を代表して谷口委員から報告をお願いします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案について説明申しあげます。

それでは、別紙の4条特別議案書を御覧ください。

申請地は、高松市立太田南小学校南西400メートルに在り、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、国道193号線に近く交通の利便性が良く、周辺は学校・商業施設が整い生活環境が優れた地域であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案1件であり

ます。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書5ページをお開きください。

1番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用用悪水路等が25.98平方メートル有ります。

3番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和63年ごろに造成済みですが、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

4番は、農家住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際、宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和57年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併住宅地が532.85平方メートル有ります。併せて無断転用の解消を図るものです。

5番は、2階建1棟の娘世帯への貸住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築する際、宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成2年6月に建築済みですが、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が362.63平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

6番は、農地への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和60年4月に造成済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番は、農家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、親の住宅に隣接していて将来的に親の面倒を見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

(兔子尾委員入室)

8番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、車庫を建築する際、宅地を拡張したもので、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成27年11月に建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が508.74平方メートルあります。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について7件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書6ページを御覧ください。

1番の転用者は、土木工事業を営んでおり、平成26年9月26日付けで建設残土による農地造成用地として一時転用許可、28年3月10日付けで事業計画変更の承認を受けていましたが、平成30年9月30日まで工事期間を延長するため事業計画変更申請するものです。

2番は、平成18年7月26日付けで露天貸車両置場用地として許可を受けていましたが、借受業者が事業を進める中で事務所が必要となり、貸事務所用地として事業計画変更申請するものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第4号については承認することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

まず、現地調査の概要を調査委員の高砂委員より報告をお願いします。

高砂委員 現地調査委員の高砂です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、所有権1番、3番及び賃借権の1番は香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、4条特別議案に引き続き谷口委員から報告をお願いします。

谷口委員 それでは、4条特別議案に引き続き私から報告します。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案のうち、まず、所有権について説明申しあげます。

別紙の5条特別議案書所有権の1ページを御覧ください。

1番の申請地は、高松市立木太小学校東800メートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、琴電長尾線木太東口駅及び4車線市道、室町・新田線に近く交通の利便性が良く、周辺は分譲住宅・共同住宅等により宅地化が進み住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関

係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道・水路を含め併用宅地等が436.59平方メートル有ります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2番の申請地は、高松市立檀紙小学校北西1キロメートルに在り、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、国道11号線及び高松西・高松檀紙インターチェンジに近く交通の利便性が良く、国道沿線は商業施設が整い生活に便利であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

3番の申請地は、高松市立香南中学校北西1.5キロメートルに在り、県内一円で電気工事、肥料製造・販売業を営む転用者が太陽光発電設備事業の拡大に伴い、新たな資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道三木・綾川線に近く、資材等の輸送に便利で、また、交通量が比較的少ない市道に面し生活環境への悪影響も少ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

2ページをお開きください。賃借権について説明します。

申請地は、高松市立川添小学校北西400メートルに在り、「ガリバー」の店舗名で自動車買取・販売業を全国展開している法人からの依頼で、不動産・リース業を営む転用者が貸店舗・整備庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道高松・長尾・大内線に面し交通量が多く、近くに大型商業施設・自動車販売店があり集客の相乗効果が期待できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。用途廃止する農道も含め併用雑種地等が215.72平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題は有りませんでした。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権3件、賃借権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたします。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書7ページを御覧ください。

1番は、貸店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が220.08平方メートルあります。

2番の転用者は、不動産業を営んでおり、貸事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者も、不動産業を営んでおり、自社が所有する共同住宅用の駐車場が不足しているため共同住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が998.98平方メートルあります。

5番の転用者も、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周

辺は学校、スーパーマーケット等があり宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が222平方メートル有ります。

6番は、周辺住民等からの要望があるため露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校、スーパーマーケットがあり宅地化が進んでいることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和58年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

7番の転用者は、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校、病院、駅等が整備され宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8ページを御覧ください。

8番の転用者も、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は大型量販店等の商業施設が整備され、宅地化が進んだ生活に便利な地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

9番の転用者も、不動産業を営んでおり、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が21平方メートル有ります。

10番の転用者も、不動産業を営んでおり、関連会社の本市での業務拡大から同社への露天貸駐車場及び資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申

請地は県道中徳・三谷・高松線と高松市道に面し交通の利便性もよく、隣接地には既存倉庫があり利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が6.42平方メートル有ります。

13番の転用者も、不動産業を営んでおり、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は分譲住宅、共同住宅等により宅地化が進んだ住環境の良い地域であり入居需要が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年3月に造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

14番の転用者も、不動産業を営んでおり、周辺住民からの要望により露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、周辺は学校・コミュニティセンター等の公共施設が整備され宅地化が進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が366.65平方メートル有ります。

15番の転用者も、不動産業を営んでおり、自社が所有する共同住宅用の駐車場が不足しているため露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、共同住宅は申請地の隣接にあるため利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成17年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

9ページを御覧ください。

16番の転用者は、保育園を経営しており、入園児童数の増大により現運動場が手狭となったことから、保育園の運動場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は主要地方道国分寺・中通線から240メートルと近く保育園にも近接しており、交通の利便性が良く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地

は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

17番の転用者は、不動産業を営んでおり、関連会社の事業拡大から駐車場が手狭となったことから、同社への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は地方主要道国分寺・中通線から50メートルと近く高松市道にも面し、既存の駐車場に隣接して交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

10ページを御覧ください。

1番の転用者は、不動産業を営んでおり、住宅展示用のモデルハウス及び露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

2番の転用者は、薬局経営をしており、市民病院の移転に伴い調剤薬局用の店舗用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

11ページを御覧ください。

1番の転用者は、電気工事業を営んでおり、法人代表のいとこ所有の農地を借り受けて倉庫・露天駐車場・資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は事業所から200メートルと近く利用し易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成5年ごろに建築済みですが、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が1.2平方メートルあります。併せて、無断転用の解消を図るものです。

2番は、父所有の農地を借り受けて分家住宅の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅の拡張であり、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当である

考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が287.28平方メートル有ります。

なお、この度、父より分家住宅を譲り受けていますが、同住宅は老朽化により生活に支障が生じたため宅地を拡張し新たな住宅を建築し、既存住宅は居室として利用するものです。

3番の転用者は、太陽光発電事業を営んでおり、法人代表者の父所有の農地を借り受けて発電出力250キロワット、パネル1枚の面積約1.63平方メートルを1,008枚、2基の営農型太陽光発電設備用地として平成30年1月10日から平成32年12月31日までの間、柱部分について一時転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、事業継続しない場合の太陽光発電設備資材の撤去が確実と認められ、資金計画も妥当であり、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、四国電力との電力供給契約も平成29年3月6日に締結されており、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案第6号別添資料を御覧ください。

営農型太陽光発電設備の申請に係る手続きについてのイメージ図を記載しております。

営農型太陽光発電設備は、農地の部分で営農を継続しながら、空中部分に太陽光パネルを設置し発電を行うもので、パネルを支える柱部分が転用面積になり、3年以内の一時転用扱いになります。耕作者は毎年2月末に営農型太陽光発電設備の下部の農地における営農状況を報告することとされ、農作物の反収が同じ地域の平均年反収より2割以上減少し適切な営農が継続されない場合、発電設備の撤去を行う必要があります。転用申請の資金計画には撤去に要する費用を含み、一時転用の期間後も営農型太陽光発電を継続する場合は、再度一時転用許可の申請し許可を受ける必要があります。また、設置者と耕作者が異なる場合、空中部分に地上権又はこれと内容を同じくする権利を設定することとされています。

本件は、農地所有者、耕作者、転用者がそれぞれ異なるため、事例2で示しているとおり、農地転用とは別に耕作する権利と空中利用をする権利を併せて設定する必要から、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借1・2番に関連しています。

第1種及び第2種農地の場合は、耕作をする権利を持たない法人が転用者となることは、審査基準の代替性及び比較検討の点から想定しがたいところですが、第3種農地であり、太陽光パネルの下は農地は法人代表者の父所有農地を法人代表者である子が使用貸借し、個人として耕作するものであるため問題はありません。

議案書11ページにお戻りください。

4番は、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接し農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番も、義父所有の農地を借り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、実家に隣接し農業の手伝いがし易く親の面倒が見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和57年ごろに造成済みですが、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併せて無断転用の解消を図るものです。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案所有権14件、賃借権2件、使用貸借5件、計21件について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

兔子尾委員 議長——19番。

議 長 19番——兔子尾委員。

兔子尾委員 使用貸借3番の申請について転用面積が非常に小さいが、支柱はかたまつて設置されるのですか。

森主査 営農型太陽光発電設備の支柱部分は点在しており、転用面積は支柱252本分の合計面積です。

富本委員 議長——15番。

議 長 15番——富本委員。

富本委員 営農型太陽光発電設備の下で実際に営農できるのですか。

森主査 太陽光パネルは地上から2.5メートルの高さに設置され、パネル下部の農地ではミョウガを栽培します。管理するための空間が確保されトラクターも入ることができるので問題ないと考えます。

議 長 他に御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたします。

次に、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といた

します。

事務局の説明を求めます。

豊島副主幹 議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書12ページをお開きください。

1番は、譲渡人が農業を廃止することから、経営規模の拡大を希望する譲受人に譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が後継者である子へ世帯内贈与するもので、取得後は玉ネギを作付けするものです。

3番は、農業を廃止する譲渡人が新規営農を希望する農地所有適格法人へ譲り渡すもので、取得後は野菜を栽培するものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請賃借権2番が同時に提出されており、下限面積要件は満たします。

また、農地所有適格法人の要件の法人形態要件・事業要件・議決権要件・役員要件について、提出された法人現在事項全部証明書及び定款等を審査したところ、法人形態要件については株式譲渡制限のある株式会社であり、事業要件については主たる事業が農業であると認められ、議決権要件については農業関係者「その法人の行う農業に常時従事するもの」が総議決権の過半を占めており、役員要件についてはその法人の常時従事者たる取締役が過半を占め、取締役のうち、1人以上が実際に農作業に150日以上従事することから問題ありません。

4番は、譲渡人が労力不足のため経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請賃借権3番、同使用貸借3番が同時に提出されており下限面積要件は満たします。

5番は、高齢により経営を縮小する譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は粟を栽培するものです。

6番は、譲渡人の妻へ世帯内部分贈与するもので、取得後は花木を栽培するものです。

7番は、譲渡人が経営規模の拡大を希望する譲受人へ低生産農地を譲り渡すもので、取得後はサツマイモを栽培するものです。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、賃借権について御説明申しあげます。

13ページをお開きください。

1番は、世帯内贈与で、後継者へ残存小作地の賃借権を部分贈与するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

2番は、新規営農を希望する農地所有適格法人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権3番に関連しています。

3番は、経営規模拡大を希望する借人が3年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権4番、同使用貸借3番に関連しています。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借について御説明申しあげます。

14ページをお開きください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借人が父から20年間借り受けてミョウガを栽培するものです。空中部分に営農型太陽光発電設備を設置することから、農地法第3条第1項の規定による許可申請使用貸借2番、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

2番は、営農型太陽光発電事業を行う法人が空中部分に太陽パネルを設置し利用するため空中部分を所有者から3年間借り受けるものです。農地法第3条第1項の規定による使用貸借1番、農地法第5条第1項の規定による許可申請使用貸借3番に関連しています。

3番は、経営規模拡大を希望する借人が労力不足の貸人から4年間借り受けて水稻を作付けするものです。農地法第3条第1項による許可申請所有権4番、同賃借権3番に関連しています。

4番は、経営移譲年金受給のため農業後継者へ11年間の使用貸借による権利の再設定を行うもので、引き続き水稻を作付けするものです。

以上、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転7件、賃借権3件、使用貸借4件御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については、許可することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議長 御異議が無いようでありますので、議案第7号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたします。

次に、議案第8号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

寺井主任主事 議案第8号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書15ページをお開きください。

1番については、申請者が相続した昭和60年4月29日以降、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不相当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄さ

れたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第8号 非農地証明願について1件御審議いただきますよう、よろしくお願いいいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第8号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたします。

次に、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について御説明申しあげます。

資料1の1を御覧ください。

7ページから21ページまでのとおり、平成29年11月13日付けで高松市長から開発計画に対する意見照会がありました。これは、同月10日付けで庵治町湯谷・松尾地区での共有土捨場を含む採石事業について、牟礼町、庵治町、郷東町の7事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

3ページから6ページには、位置図、現況図、地籍図、利用計画図を付しています。

1・2ページに概要をまとめております。1ページを御覧ください。

申請地は、主要地方道高松・牟礼線から1.2キロメートル東に位置する庵治町字湯谷東の山林57,718平方メートルです。土地開発行為の目的は土石の採取（採石事業）です。

2ページを御覧ください。

変更内容は採石事業継続に伴う開発期間の延長であり、完了日を平成30年2月4日から33年2月4日に変更するものです。

11月20日に庵治地区・牟礼地区担当委員と地区担当職員とで開発場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺及び裾野には農地がありますが、地元委員と協議した結果、沈砂池及び排水施設も整備されており、本開発による直接の影響はないと判断されますので高松市長には「開発に当たっては、開発区域の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

続いて、資料1の2を御覧ください。

5ページから22ページまでのとおり、平成29年11月13日付けで高松市長から開発計画

に対する意見照会がありました。これは、同日付けで庵治町大久保地区での採石事業について、牟礼町・庵治町の9事業者から香川県知事宛に土地開発行為変更協議書が提出されたことによるものです。

3ページには位置図、4ページには計画平面図を付しています。

1・2ページに概要をまとめております。1ページを御覧ください。

申請地は、主要地方道高松・牟礼線から100メートル東に位置する庵治町字丸山の山林156,008平方メートルです。

2ページを御覧ください。

土地開発行為の目的は土石の採取（採石事業）です。変更内容は採石事業継続に伴う開発期間の延長であり、完了日を平成30年2月9日から33年2月9日に変更するものです。

11月20日に庵治地区・牟礼地区担当委員と地区担当職員とで開発場所、沈砂池及び排水方向等の現地調査を実施しており、開発区域の周辺について農地の確認を行ったところ、開発区域の周辺及び裾野には農地がありますが、地元委員と協議した結果、沈砂池及び排水施設も整備されており、本開発による直接の影響はないと判断されますので高松市長には「開発に当たっては、開発区域の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第9号 みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例第18条第1項の規定による開発計画に対する意見について2件、御審議をいただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。

富本委員 議長——15番。

議 長 15番——富本委員。

富本委員 土地所有者の名前が表に出てこなくてよいのですか。

森主査 資料には添付しておりませんが、土地所有者の同意はとれています。

富本委員 分かりました。

議 長 他に御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第9号に係る意見については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

（「異議無し」と呼ぶ者有り）

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第9号は原案のとおり意見決定し、回答することにいたします。

次に、議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主査 議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見について御説明申しあげます。

資料2の1を御覧ください。

7ページのとおり、平成29年11月15日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。これは、8ページから37ページまでのとおり、同日付けで庵治町湯谷・松尾地区での採石事業について、牟礼町、庵治町、郷東町の6事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

3ページから6ページまでには、位置図、現況図、地籍図、利用計画図を付していません。

1・2ページに概要をまとめております。1ページを御覧ください。

申請者は、議案第9号の資料1の1で説明した事案と同一であります。申請地は土砂を採取しないことから、資料1の1の1ページの2の(4)の共有土捨て場は採石法では該当していません。なお、現地調査は土地開発行為協議に係る調査と併せて実施しております。

2ページを御覧ください。

地区担当委員と協議した結果、採石場の周辺及び裾野には農地はありますが、直接の影響はないと判断されますので高松市長には「採石に当たっては、採石場の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

続いて、資料2の2を御覧ください。

5ページのとおり、平成29年11月15日付けで高松市長から採石法に基づく採取計画認可申請に対する意見照会がありました。これは、6ページから50ページまでのとおり、同月13日付けで庵治町湯谷・松尾地区での採石事業について、牟礼町、庵治町の9事業者から香川県知事宛に採石法に基づく採取計画認可申請書が提出されたことによるものです。

3ページには位置図、4ページには計画平面図を付しています。

1・2ページに概要をまとめております。1ページを御覧ください。

申請者及び申請地は、議案第9号の資料1の2で説明した事案と同一であり、現地調査も土地開発行為協議に係る調査と併せて実施しております。

2ページを御覧ください。

地区担当委員と協議した結果、採石場の周辺及び裾野には農地はありますが、直接の影響はないと判断されますので高松市長には「採石に当たっては、採石場の周辺及び裾野にある農地の農作物及び水路等の土地改良施設の機能に支障が生じないよう万全を期すこと」との意見を付して回答したいと考えております。

以上、議案第10号 採石法第33条の6の規定による採取計画認可申請に対する意見に

ついて2件、御審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見は有りませんか。——御発言が無いようでありますので、議案第10号については、原案のとおり意見決定し回答することに御異議有りませんか。

(「異議無し」と呼ぶ者有り)

議 長 御異議が無いようでありますので、議案第10号については原案のとおり意見決定し回答することにいたします。

次に、報告事項として、農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

多田農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申し上げます。

資料3を御覧ください。平成29年11月7日から12月1日分までであります。

まず、許可件数ですが、10月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が10件、11月議決分といたしまして4条が16件、5条が47件、合計で4条が17件、5条が57件です。

許可保留件数につきましては、10月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が1件、11月議決分といたしまして4条が1件、5条が16件、合計で4条が1件、5条が17件です。

取下につきましては、4条、5条ともにありませんでした。

次に、許可保留及び取下げ案件について御説明申し上げます。

2ページを御覧ください。

4条関係で、11月議決分の8番が開発許可未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

5条関係で、中段の9月議決分の6番が開発許可、直近事業造成工事未了により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

同じく5条関係で、11月議決分の1番・3番・7番・8番・10番・16番が開発許可未了により、許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

5条関係で、20番・21番が開発許可、直近事業造成未了により、また、23番・24番・29番・30番が開発許可未了により許可保留となっております。さらに、33番・35番が開発許可、直近事業造成未了により、34番が道路工事承認未了により許可保留となっております。

7ページを御覧ください。

同じく5条関係で、賃借権の3番が開発許可未了により許可保留となっております。

以上で今月の許可状況についての報告を終わります。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等は有りませんか。——御発言が無いようでありますので以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで平成29年度第5回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時17分 閉会

会 長

議事録署名委員

委 員

委 員